

No.16 2002年12月発行

淀川水系 流域委員会 猪名川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第16回猪名川部会の内容……………P.1
- 第16回猪名川部会の資料より抜粋……………P.6
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.10
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成14年11月8日(金)第16回猪名川部会が開かれました。



【axビル アクスネットにて】

第16回猪名川部会 委員リスト

2002.11.8現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	池淵 周一 (部会長代理)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	委員会
2	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	-
3	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	-
4	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 所長、教授	-
5	東山 充	地域の特性に詳しい委員	特になし	-
6	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	-
7	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	-
8	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	-
9	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	-
10	森下 郁子	動物	淡水生物研究所 所長	-
11	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	-
12	米山 俊直 (部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	委員会

部会長からの依頼により出席されている猪名川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会 淀川部会
-	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	委員会

注：対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第16回猪名川部会の内容

第16回猪名川部会では、11名の委員が出席して、審議が行われました。委員会および委員会WGからの報告が行われたあと、最終提言作業部会リーダーより提言素案について説明があり、ダムに関する部分を中心に河川敷利用、堤防強化等の記述に関して意見交換が行われました。

第16回猪名川部会(2002.11.8開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2002年11月8日(金) 16:05~19:00

場 所：a x ビル アクスネット

参加者数：委員11名(うち2名は部会長の要請により参加)、河川管理者10名
一般傍聴者49名、委員傍聴1名

1 決定事項

- ・次回部会の開催日時は、拡大委員会(11/13)等での議論、運営会議の検討をふまえ、後日決定する。

2 審議の概要

他部会、委員会WGの状況報告および情報共有

資料1-1「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、資料1-2「委員会WG結果概要」をもとに、委員会および他部会、各WGの活動状況等について報告が行われた。

最終提言に関する意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料2-1-2「淀川水系流域委員会 提言(素案021028版)」及び2-1-2補足「提言要旨(案)」をもとに、提言の素案内容について説明が行われ、その後、内容についての意見交換が行われた。

主な意見

「3. 主な報告と意見交換」を参照

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、提言素案に関して意見があった。

3 主な報告と意見交換

今本委員（最終提言作業部会リーダー）より、資料2-1-2「淀川水系流域委員会 提言（素案021028版）」及び2-1-2補足「提言要旨(案)」をもとに、提言の素案内容について説明が行われ、その後、内容についての意見交換が行われた。

< 1-4 猪名川流域の特性 >

- ・猪名川部会にとっても、ダムの問題は重要なので、「1-4 猪名川流域の特性」にダムに関する記述を書き加えるべきだ。
- ・猪名川流域の環境的特性として、「一時絶滅に瀕した魚や貝類もやや復活のきざしがある」(1-4頁 19行目)と記述されているが、これはあまりに楽観的な表現であり、誤解につながる。この10年間は「復活」とは言えない状況にある。

< 2-3 河川利用の現状と課題 >

- ・猪名川流域の特性として、「市民は（中略）自然の動植物との共生を意識するまでには至っていない」(2-4頁 16行目)と記述されているが、正確ではない。「市民の多数は」と改めるべき。

< 2-4 河川環境の現状と課題 >

- ・猪名川は帰化植物の帰化率が全国で一番なので、猪名川の特性として記述すればよいのではないか。
- ・「一庫ダムで骨の湾曲した魚が発見されている」(2-6頁1行目)という記述は必要か。現在、調査委員会で調査が行われており、その結果を待つべきだろう。

< 3-2 新たな治水の理念 >

- ・破堤による壊滅的被害の回避を優先するための堤防強化（スーパー堤防等）には多額の費用と時間が必要となる。その間の治水対策はどうするのか。現在の財政事情で実現可能なのか。整備の優先順位をしっかりと立てる必要がある。
- ・「社会的重要度の低い地域に洪水氾濫の誘導する」(3-3頁7行目)とあるが、これを実現するためには、堤防整備と氾濫地域の災害・復旧費用や補償額等の経費の比較が必要となるだろう。住民の合意が得られるかどうかも疑問だ。

< 4-3 利水計画のあり方 >

- ・「環境用水」という言葉が表している内容をより正確に表現する必要がある。この言葉は概念的で分かりにくいので、一般に受け入れられる用語に書き換えるべき。
- ・「環境用水」が河川内に限定されている。農業用水の環境的側面も含めた用語に修正することはできないか。
- ・「環境用水」の創出がダム建設の新たな根拠とならないかという心配が、この言葉には感じられる。
- ・素案では「環境用水」として定量的な水を確保するようなニュアンスにとれたのだが、最低限も無限であり、変化するのがそもそもの環境用水ではないか。

< 4-4 河川利用計画のあり方 >

- ・高水敷の整備等について、「原則として新規の整備は認めるべきではない」(4-9頁21行目)と記述されているが、猪名川においては、新規に整備できる場所すらないのが現状だ。このままでは、猪名川では河川環境学習を実現できなくなるだろう。猪名川部会としては「新規の整備は認めない」と明確に書いていくべきだ。
- ・高水敷の利用について、「自然復元形態の進展に伴い、段階的に堤内地へ戻していくことを目標にする」といった記述を加えて、実際の利用者の理解を得ながら長期的に計画を進めていく必要がある。

河川敷のグラウンドや公園の堤内地への移動については、もっと積極的に押し進めるために、具体的な記述が必要だ。

< 4-5 河川環境計画のあり方 >

- ・これまでの流域委員会で、下流から上流まで魚が往き来できる川があってもよいのではないかといった議論があったので、「堰の構造の改善」(4-12頁24行目)には、魚道の設置も含まれていると考え、その旨を書き加えてはどうか。

< 4-6 ダムのあり方 >

- ・ダムは河川の自然環境だけでなく、現存する森林環境も破壊してきた。A案、B案ともにダムによる河川環境への影響には言及しているが、現存する森林や自然環境への影響については触れられていない。したがって、ダムによる影響としては、「河川環境」に加えて「現存する森林・自然環境」に関する記述を追加しなければならない。
- ・ダムWGでは、「計画・工事中のダムは新規ダムに含まれる」と合意したと理解している。しかし、B案の「新規ダムに準じた取り扱いをするものとする」という記述では、ダムWGでの合意が正確に反映されていない。「新規ダムに準じた取り扱い」ではなく、「新規ダムの取り扱い」とすべきだ。
- ・ダム建設工事が周辺の自然環境に及ぼす影響についても記述して頂きたい。
- ・A案もB案も方向性としてはそれほど変わらないのではないか。余野川ダムが要るか要らないかというのは、原案が出たあとの議論の方が大事だと思っている。
- ・A案を支持する。猪名川のような都市河川においては、ダムの効果は大きい。生態系への影響は回避できると考えている。(部会長より、参考資料2-1補足「最終提言素案(021028版)に対するご意見(追加分)」として紹介された)
- ・B案を支持する。B案では「ダムの建設はできるだけ抑制する」となっているが、はっきりと「ダムは採用しない」と記述するべきだ。
- ・地球温暖化や気候変動等の不確定要素が非常に多くある。B案は、これらの不確定要素について記述されているので、B案を支持したい。
- ・ダムが与える影響は近隣の河川環境のみならず、ダム建設に必要な資材調達のために山林を切り崩す等、周辺地域の自然環境にも広く影響を与える。流域の自然環境をトータルとして考えた場合、河道改修よりもダムの方が環境破壊を軽減できるケ

ースがあるかもしれないが、その場合でもやはり、ダムは最後の選択肢として考えるべきである。B案を支持する。

- ・治水、利水、環境を同列に考えるならば、ダムは避けるべきだ。日本の河川がその急峻さによって多様な生物の生息域である瀬や淵を作り出すエネルギーを、ダム等の河川構造物は奪ってしまった。今後30年間を考えるならば、「ダムの建設はできるだけ抑制する」としているB案を支持する。
- ・A案とB案の違いは、「ダムのあり方についての抜本的な再検討が必要」という記述にあると考えている。もう一度ダムについて「抜本的な再検討」を行ったうえで、ダムが必要であれば作ればよいし、必要でなければ作らなければよい。B案を支持したい。
- ・一般論としては、B案を支持する。しかし、個別のダムについては、治水面、利水面からの検討はもちろん、地域特性も考慮した検討が必要だろう。余野川ダムに関しては、これまでの部会の議論で利水面の検討はほぼできたと思っているが、治水面についてはまだ不十分だ。
- ・余野川ダムの建設は、利水面から見れば必要なく、治水面からも必ずしも必要とは言えない。これまで部会で提供された情報等から判断して、余野川ダム建設は不要だと結論している。

<その他>

- ・第14回猪名川部会の資料3-1「猪名川治水の基本的考え方」と、第3回ダムWGの資料3-2「猪名川治水計画における余野川ダムの位置付け」では、前提となっている条件が微妙に食い違っており、比較検討することができない。これらの資料について、河川管理者からの説明を要請する。

4 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から提言素案について、意見が出された。

<主な意見>

- ・今後30年間の河川整備を対象にしている流域委員会の提言には、現在計画中・建設中の個別のダムに関する記述が必要である。
- ・流域委員会の提言は、武庫川のダムなど兵庫県の河川整備にも影響力を持っている。
- ・提言では「下流部に堤防未整備の危険区間がある」「堤防高が低くなったままの区間」といった記述があるが、具体的な地名をあげた方がよいと思う。

以上



説明資料一覧

資料リスト		資料請求 No
議事次第		i16-A
資料1-1	委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)	i16-B
資料1-2	委員会WG 結果概要	i16-C
資料2-1-1	提言とりまとめの経緯	i16-D
資料2-1-2	淀川水系流域委員会 提言(素案021028版)	i16-E
資料2-1-2補足	提言要旨(案)	i16-F
資料2-1-3	最終提言素案(021028版)目次の対照表	i16-G
資料2-2	主要項目に関する論点および一般意見	i16-H
資料2-3	住民意見の聴取・反映に関する提言(一般意見聴取WG素案021101版)	i16-I
資料2-4	最終提言素案(021028版)について、第16回猪名川部会で議論すべき事項(委員からのご意見)	i16-J
資料3	10月~12月の委員会、部会、運営会議の日程について	i16-K
参考資料1	委員および一般からのご意見	i16-L
参考資料2-1	最終提言(素案021028版)に関する委員からのご意見	i16-M
参考資料2-1補足	最終提言(素案021028版)に対するご意見(追加分)	i16-N
参考資料2-2	最終提言への意見(2002年10月) :第4回委員会最終提言作業部会(021024開催)資料3より抜粋	i16-O
参考資料3	河川水辺の国勢調査結果(抜粋)より:河川管理者からの提供資料	i16-P

注1:紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

注2:「 」のついた資料は原本はカラーとなっておりますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第16回猪名川部会の資料より抜粋

淀川水系流域委員会 提言素案(021028版)より

最終提言作業部会リーダーの今本委員より、資料2-1-2「新たな河川整備をめざして 淀川水系流域委員会 提言(素案021028版)」を用いて、提言素案の内容について説明が行われました。

当日の議論は、両論併記されていた「4-6 ダムのありかた」の部分を中心に、河川敷利用、堤防強化等の記述に関して意見交換が行われました。

以下、提言素案より意見交換に関連する部分を抜粋して掲載いたします。

紙面の都合上、素案の一部のみの抜粋とさせていただきます。提言素案の全文はホームページ(P11参照)にてご覧いただけます。

目次構成

新たな河川整備をめざして - 淀川水系流域委員会 提言 - (素案021028版)

提言作成にあたって

緒言：川づくりの理念の変革 - 淀川水系が持つ多様な価値の復活に向けて -

1 淀川流域の特性

1 - 1 流域の概要

1 - 3 淀川流域の特性

1 - 2 琵琶湖流域の特性

1 - 4 猪名川流域の特性

2 河川整備の現状と課題

2 - 1 治水の現状と課題

2 - 3 河川利用の現状と課題

2 - 2 利水の現状と課題

2 - 4 河川環境の現状と課題

3 新たな河川整備の理念

3 - 1 河川整備に関する基本認識

3 - 4 新たな河川利用の理念

3 - 2 新たな治水の理念

3 - 5 新たな河川環境の理念

3 - 3 新たな利水の理念

4 新たな河川整備計画のあり方

4 - 1 河川整備計画に関する基本事項

4 - 5 河川環境計画のあり方

4 - 2 治水計画のあり方

4 - 6 ダムのあり方

4 - 3 利水計画のあり方

4 - 7 住民参加のあり方

4 - 4 河川利用計画のあり方

3-2 新たな治水の理念

これまでの治水では、河川や地域ごとに、社会的重要度に応じて対象とする洪水の規模を想定し、その規模以下の洪水に対して水害を発生させないことを主目的として、河川整備を進めてきた。その結果、わが国の治水安全度はかなり高くなり、水害による人的被害を激減させるなどの目覚ましい成果がもたらされている。

しかし、河川整備が進むにしたがって、わが国の主要都市の多くが立地する想定洪水氾濫区域への人口や資産の集中が加速され、また水害危険区域にまで安全性を過信した乱開発が及ぶなど、水害による被害ポテンシャルが増大するという問題が生じている。

しかも、これまでの河川整備には基本的な弱点がある。すなわち、高規格堤防(スーパー堤防)等を除いて、対象規模以上の洪水に対しては無力に近い。河川整備の歴史が示すように、対象規模以上の洪水による水害が発生するたびに整備水準を引き上げ、さらに大規模の洪水による水害が発生すると整備水準もまた引き上げる、ということを繰り返すことになる。

このような「水害の連鎖」から脱却するには、これまでの「対象規模以下の洪水に対する水害の発生防止」という理念を転換して、「破堤による壊滅的な被害の回避」を目的とするのが理にかなっている。

この新たな理念は、破堤による壊滅的な被害に着目したものであって、「破堤以外による壊滅的な被害を無視する」ものでもなければ、「軽微な被害を許容する」ものでもない。水害の発生を防止することは古くからの人類の夢であるが、それが見果てぬ夢であるかぎり、実現可能な道を探らざるを得ない。

「破堤による壊滅的な被害の回避」は、水害の発生防止という目標で対象とされる洪水の規模より大きな規模の洪水も河川整備の対象とするもので、いかなる場合でも壊滅的な被害だけは避けようとの発想が根底にある。

これを実現するには、河川対応と流域対応の組合せがあって、はじめて可能となる。

河川対応は、対象規模以上の洪水に対しても治水機能を失わない河川整備をしようとするもので、例えば堤防を補強することにより、越水や洗掘が発生しても破堤し難くする方法、かつての霞堤や越流堤のように、社会的重要度の低い地域に洪水氾濫を誘導する方法などがある。流域対応は、想定洪水氾濫地域の被害ポテンシャルをあらかじめ低減させておくことにより、破堤しても壊滅的な被害にはならないようにするものであり、まちづくりと関連させて行なう必要がある。

新たな理念は、これまでの理念すべてを否定するものではない。対象規模以下の洪水に対して水害を発生させないように努めることは共通しているが、対象規模以上の洪水に対しても、破堤による壊滅的な被害を回避しようとするところが、根本的に異なっている。

治水安全度は地域によってかなりの差があり、水害が現に頻発している地域や、その危険のある地域も少なくない。これらの地域については、「破堤による壊滅的な被害の回避」という新たな治水の理念に沿って、地域の特性に応じた治水対策を講じ、地域の社会的重要度に応じた治水安全度を確保することが必要である。

4-4 河川利用計画のあり方

(1) 基本的な考え方

1) 利用・整備について

河川の利用にあたっては、推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別し、河川環境に負の影響を与えない利用は制限することとして、適切な利用に向けた法・制度の整備等のルールづくりについて検討を行うべきである。

また、高水敷の整備等については、堤内地などで代替できる機能については、長期的には堤内地に移行することを目標とする。したがって、新規の整備は原則として認めるべきではない。

2) 望ましい河川利用の仕組みづくり

適切な利用に向けた規制等の仕組みづくりにあたっては、次のことを考慮する。

まず、河川等の利用者および河川等を管理する行政が、河川・湖岸・水辺の現状やまたその保全についての情報を共有することが必要である。そして、その共有した情報をもとに、利用者・利用者同士・行政が、お互いに意思の疎通を図ったうえで、相互に調整を行い、独占的・排他的利用の制限など、望ましい河川利用についてのルールづくりを行う必要がある。

3) 今後の利用の在り方

川でなければ出来ない利用（漁業や遊漁、水とのふれあい、河原・原っぱなどを利用した遊び、水辺の植物とのふれあい、水を利用した遊び、水泳、カヌーなど）は、川本来の機能を損なわない限りにおいて、推進すべきである。

また、舟運や漁業などの河川を利用する産業については、湖や川にまつわる文化・伝統として河川整備への位置づけを行い、復元・継続などについて検討すべきである。

⋮
(中略)

(5) 高水敷利用

高水敷に設置されているグラウンド等の利用施設は、本来、堤内地に設置されるべきものであり、長期的には堤内地に戻していくことを目標とする。

関係自治体は、市民のニーズに対しては、堤内地にグラウンド等の用地を確保するよう努力すべきである。そのため、原則として新規の整備は認めるべきではない。

しかしながら、既存の利用施設が、数多くの人々に利用され、また存続を望む声の本委員会に数多く寄せられるなどニーズが高いという現実があり、利用者のニーズの大きさと利用に伴う河川環境への影響をどのように評価するかが大きな課題である。

したがって、当面、利用施設は設置範囲を限定し、良識ある使用によって、できうる限り河川環境に影響を与えないような配慮を行うことが必要である。

また、特定の個人や団体等が、柵・塀などを設置して他に使用させないといった独占的・排他的利用は厳に禁止すべきである。

⋮
(後略)
⋮

4-6 ダムのあり方

【B案】

(1) 基本的な考え方

わが国では、治水、利水、発電等を目的として、これまでに多くのダム(貯水池)が全国の河川に建設され、これらが産業・経済の発展に貢献してきた。しかし、ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことができない。

このため、河川環境の観点からは、自然環境に及ぼす影響が大きいため、ダムの建設はできるだけ抑制するべきである。また、治水あるいは利水の観点からは、治水についての「破堤による壊滅的被害の回避」、利水についての「水需要管理による河川からの取水量の抑制」という新たな理念のもとで、ダムのあり方についての抜本的な再検討が必要である。

堰あるいは発電用・農業用等のダムについても、上記に準じた取り扱いが必要である。

(2) 新規ダムについて

新規ダムは、地域特性を踏まえるとともに、河川環境保全の観点ならびに新たな治水および利水の理念に沿ったうえで、考えうるすべての実行可能な代替案について検討し、ダム以外に有効な方法がないと確認された場合にかぎり、認められるものとする。

また、ダムの必要性、緊急性、有効性があり、自然環境への影響が真に止むを得ない程度であるとの社会的合意があり、かつ関係住民の合意が得られた場合に、ダム建設を実施するものとする。

なお、新規ダムを建設しようとする場合、ダム事業者は、計画段階から住民が建設の適否を判断するために必要な情報を公表するとともに、十分に理解できるよう説明しなければならない。

計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとする。

(3) 既設ダムについて

わが国の河川には、すでに多くのダムが建設され、治水・利水・発電等の面で一定の役割を果たしており、将来においてもその役割は消失するものではない。しかし、ダムへの堆砂等により、その機能を低下あるいは喪失したダムもある。これらについては、ダムの機能回復から撤去にいたる幅広い検討が必要である。とくに、ダムへの堆砂は、河床低下や海岸侵食をもたらすため、早急な対策が必要である。

また、自然環境に重大な影響を与えているダムについては、存続から撤去までの幅広い検討を行ない、存続させる場合には、ダム湖の水質改善対策、選択取水機能の追加、生態系の連続性の回復(魚道の設置等)などを実施し、自然環境への影響の軽減をはかる必要がある。

なお、河川の基本的特性の一つである攪乱機能を補償するため、ダムからの放流操作についての検討も必要である。

(4) その他

ダム問題はいまや重大な社会的問題でもある。今後の社会の動向や地球温暖化問題といった多くの不確定要素のもとで、国民一人一人が、自ら真剣に考え、選択せねばならない重大事である。河川管理者には、専門的立場からの深い見識にもとづく検討結果を提示することが求められ、国民にも、次代への責任を負う一人として、自らも判断する能力を高め、正しい選択をすることが求められる。

これまで開催された委員会および部会等について

第16回猪名川部会(平成14年11月8日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回	H13/2/1(木)	第1回	H13/5/11(金)	第1回	H13/5/9(水)	第1回	H13/5/23(水)
第2回	H13/4/12(木)	第2回	H13/6/8(金) (現地視察)	第2回	H13/6/2(土) (現地視察)	第2回	H13/6/7(木) (現地視察)
第3回	H13/6/18(月)	第3回	H13/6/25(月) (現地視察)	第3回	H13/7/6(金)	第3回	H13/6/21(木) (現地視察)
第4回	H13/7/24(火)	第4回	H13/8/2(水)	第4回	H13/8/9(木) (現地視察)	第4回	H13/8/7(火)
第5回	H13/9/21(金)	第5回	H13/10/12(金)	第5回	H13/8/11(土) (現地視察)	第5回	H13/10/9(火)
第6回	H13/11/29(木)	第6回	H13/11/1(木)	第6回	H13/8/19(日) (現地視察)	第6回	H13/12/18(火)
第7回	H14/2/1(金)	第7回	H13/11/20(火) (現地視察)	第7回	H13/9/10(月)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第8回	H13/12/21(金) 「意見聴取の試行のための会」	第8回	H13/10/31(水)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第9回	H14/1/24(木)	第9回	H13/11/26(月)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第10回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第11回	H14/3/13(水)	第11回	H14/2/5(火)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第12回	H14/4/7(日)	第12回	H14/2/5(火)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第13回	H14/5/12(日)	第13回	H14/3/14(木)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第14回	H14/4/5(金)	第14回	H14/10/1(火)
		第15回	H14/6/17(月)	第15回	H14/5/27(月)	第15回	H14/10/17(木)
		第16回	H14/7/4(木)	第16回	H14/6/24(月)		
		第17回	H14/8/8(木)	第17回	H14/7/31(水)		
		第18回	H14/10/3(木)	第18回	H14/9/24(火)		
				第19回	H14/10/29(火)		

その他	設立会	H13/2/1(木)	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)
	発足会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。

ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所 (〒)

TEL ()

E-mail ()

お名前 ()

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。
会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。

必ず ~ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名 ()

ご住所 (〒)

TEL ()

E-mail ()

お名前 (複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

淀川水系流域委員会 猪名川部会ニュース No.16

2002年12月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。